



交通事故発生情報



板橋区

ITABASHI
令和7年4月号



交通事故発生件数等

	事故発生件数				死傷者数				
	合計	死亡事故	重傷事故	軽傷事故	合計	死亡者	重傷者	軽傷者	
板橋区	95	0	4	91	107	0	4	103	
区内警察署別	板橋署	30	0	2	28	36	0	2	34
	志村署	36	0	2	34	39	0	2	37
	高島平署	29	0	0	29	32	0	0	32



状態別交通事故関与件数



	事故総件数 (R7.4 現在)	関与件数 (件)	関与率 (%)
高齢者関与事故	417	134	32.1
子ども関与事故		23	5.5
自転車関与事故		201	48.2
二輪車関与事故		89	21.3

※ 警察署によっては、他区の事故を扱う場合があるため、区別と署別で合計が違う場合があります。

※ 令和7年4月末現在までの交通事故発生件数等になります。

交通安全情報

令和6年11月1日に道路交通法が改正されました。

●自転車の飲酒運転禁止強化

① 酒気帯び運転をした場合

罰則：3年以下の懲役又50万円以下の罰金

② 飲酒周辺者三罪に自転車も含まれます。

・車両提供

罰則：3年以下の懲役又50万円以下の罰金

・酒類提供・同乗罪

罰則：2年以下の懲役又30万円以下の罰金

●自転車も罰則が適用！！

① 携帯電話等を手に持ち通話のため使用し又は、画面に表示された画像を手で保持し注視して運転した場合

罰則：6ヶ月以上の懲役又は10万円以下の罰金

② 携帯電話等を使用又は画像を注視しながら運転した結果、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



板橋区のHPはこちら



東京都からの情報をもとに作成し、毎月1回配信しています。

問い合わせ

土木部土木計画・交通安全課
交通安全・啓発助成係

☎03-3579-2297